

## 刈谷市農業委員会総会議事録

下記事件付議のため、令和7年7月25日午前10時00分、刈谷市農業委員会総会を刈谷市役所3階301会議室に招集する。

### 記

議案第19号 農地法第3条の規定による許可について

議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第21号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

報告第15号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第17号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について

報告第18号 農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の法人による農地等の利用状況報告書について

報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第20号 農地改良届出について

### 農業委員

出席者 14名

1番 山田 友樹	2番 井野 容次	3番 近藤 庄次	4番 近藤 輝彦
5番 加藤 ふうこ	6番 加藤 彰夫	7番 塚本 忠	8番 山本 坂一
9番 山田 正子	10番 杉本 常男	11番 神谷 友裕	12番 塚本 信子
13番 酒井 行教	14番 杉浦 俊広		

### 農地利用最適化推進委員

出席者 12名

1番 近藤 俊彦	2番 神谷 修二	4番 岡村 信幸	5番 戸田 一成
6番 杉浦 克己	7番 三浦 和博	8番 尾嶋 二郎	9番 杉浦 克敏
10番 清水 文高	11番 平野 正美	12番 高須 哲也	13番 稲垣 重雄

欠席者 1名

3番 近藤 靖
---------

午前10時00分、会長議長席につき開会を宣す。

議事に先立ち議事録署名者、下記2名を指名する。

議事録署名者 3番 近藤 庄次 4番 近藤 輝彦

議 事

議 長 はじめに、議案第21号整理番号17を上程します。

なお、私、加藤彰夫は農業委員会等に関する法律第31条の規定により退席いたします。退席中の議事進行は杉浦俊広会長代理にお願いいたします。

(加藤彰夫委員退席)

杉浦俊広 それでは事務局に説明を求めます。

委 員

事 務 局 それでは、説明させていただきます。

4ページをお願いします。

議案第21号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号17〕

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(期間)

令和7年9月1日から令和17年1月31日まで

説明は以上です。

杉浦俊広 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。  
委 員 質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。  
議案第21号整理番号17を原案のとおり可決することにご異議ござ  
いませんか。

(「異議なし。」の声あり)

杉浦俊広 異議なしと認め、議案第21号整理番号17を原案通り決定します。  
委 員  
(加藤彰夫委員着席)

議 長 それでは、議案第19号から議案第21号及び報告第15号から報告  
第20号までを一括上程し、事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。  
1ページをお願いします。  
議案第19号  
農地法第3条の規定による許可について

[受付番号6]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

経営規模拡大のために所有権を移転するもので、申請地取得後の譲受人の経営面積は5 aになります。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

2ページをお願いします。

議案第20号

農地法第5条の規定による許可申請について

[受付番号9]

(権利の種類)

賃貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

駐車場

申請地は、総合運動公園の北西約250mのところに位置しています。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断致しました。

申請人は、泉田町に主たる事務所を置き、診療所を経営する法人です。

既存施設内に不妊治療センターを建築する計画があり、それに伴う駐車場の減少に加え、慢性的な駐車場不足に対応するため、新たな駐車場の整備を計画しました。

そこで、市街化調整区域内ではありますが、本申請地の所有者より借り受けられる旨の回答を得られることができたため、一体利用地を含め駐車場16台分489㎡を整備したく、本申請に及んだものです。なお、申請地は農振農用地区域内にありますが、令和7年5月8日付けで、農用地利用計画を変更することについての事前同意を受けております。

[受付番号10]

(権利の種類)

賃貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

砂利採取及び粘土採取（一時転用）

(期間)

令和7年9月1日から令和8年8月31日まで

申請地は、北部生涯学習センターの北東約700mのところに位置しています。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断いたしました。

申請人は、碧南市に本社を置き、主に砂利及び粘土採取業を営む法人です。申請人は、砂利及び粘土採取の適地を探していたところ、本申

請地周辺で良質な砂利及び粘土の採取が見込まれたことから、砂利及び粘土採取場として一時転用したく、本申請に及んだものです。

なお、砂利及び粘土採取後、埋め戻しに使用する土は良質土を使用し、農地復元計画書に基づき敷地全体を耕作可能な田や畑に復旧します。

また、砂利採取計画認可申請については知立建設事務所と、土砂等の採取及び埋立て等許可については農政課と事前協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

〔受付番号 1 1〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

(転用事由)

駐輪場

申請地は、衣浦小学校の北西約 3 5 0 m のところに位置しています。農地区分は、街区に占める宅地の割合が 4 0 % を超えている区域にある農地であるため、第 3 種農地と判断致しました。

申請人は、名古屋市に本社を置き、社会福祉事業を営む法人です。申請人は、申請地の隣地で高齢者施設を運営していますが、利用者及び従業員用の駐輪場が不足していることから駐輪場 1 4 台分 1 1 4 m<sup>2</sup>を整備したく、本申請に及んだものです。

〔受付番号 1 2〕

(権利の種類)

使用貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

分家住宅建築

申請地は、富士松東小学校の南約150mのところに位置しています。農地区分は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地であるため、第3種農地と判断致しました。

申請人は、住所地にて家族2人で暮らしていますが、手狭であることから、新たな住宅の建築を計画しました。そこで、市街化調整区域内ではありますが、自己用住宅1棟110.55㎡を建築したく、本申請に及んだものです。

また、都市計画法建築許可については建築課と協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

3ページをお願いします。

[受付番号13]

(権利の種類)

使用貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)



(転用事由)

分家住宅建築

申請地は、富士松北小学校の北約150mのところに位置しています。農地区分は、住宅・店舗等が連たんしている区域に隣接する区域にあり、その規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断致しました。

申請人は、住所地にて家族3人で暮らしていますが、手狭であることから、新たな住宅の建築を計画しました。そこで、市街化調整区域内ではありますが、自己用住宅1棟97.18㎡を建築したく、本申請に及んだものです。

なお、申請地は農振農用地区域内にありますが、令和7年5月8日付けで、農用地利用計画を変更することについての事前同意を受けております。

また、都市計画法開発許可については建築課と協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

4ページをお願いします。

議案第21号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号16〕

(所在及び面積)



(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)



(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(期間)

令和7年9月1日から令和12年11月30日まで

5ページをお願いします。

報告第15号

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

[受付番号7]

(所在及び面積)

●●●●

(申請人)

●●●●

(転用事由)

公衆用道路

以下、7ページ〔整理番号20〕までの届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

8ページをお願いします。

報告第16号

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

[受付番号36]

(権利の種類)

使用貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

住宅建築

以下、10ページ〔受付番号47〕までの届出がありました。  
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

11ページをお願いします。

報告第17号

農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について

〔整理番号4〕

(法人の概要)

●●●●

(経営面積)

田 490.2ha

畑 10.1ha

(当該事業年度売上高)

358,958,000円

(事業の種類)

生産する農畜産物 米、麦、大豆、野菜、飼料作物

関連事業等の内容 農作業受託、農産物販売

(構成員の状況)

●●●●

なお、農地法第2条第3項各号の要件を満たしております。

12ページをお願いします。

報告第18号

農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の法人による農地等の利用状況報告書について

〔整理番号3〕

(法人の概要)

●●●●

(報告に係る土地の所在及び面積)

●●●●

(生産する農畜産物)

葱

(生産収量)

260kg

(反収)

380kg

(業務執行役員等の状況)

●●●●

以下、〔整理番号4〕までの届出がありました。

内容につきましては、記載のとおりです。

13ページをお願いします。

報告第19号

農地法第18条第6項の規定による通知書について

〔整理番号6〕

(所在及び面積)

●●●●

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(解約通知日)

令和7年6月6日

(解約形態)

合意解約

(解約事由)

耕作者変更のため

14ページをお願いします。

報告第20号

農地改良届出について

[受付番号5]

(所在及び面積)

●●●●

(届出人)

●●●●

(事由)

湿田の嵩上げ

(造成期間)

令和7年7月14日から令和7年9月13日まで

説明は以上です。

議長 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。私からよろしいでしょうか。報告第16号の受付番号42の件について、排水管理設とありますが、田なら排水がついているのではないですか。

事務局 市街化区域の届出なので詳細は不明ですが、隣地に共同住宅があり、その排水管の設備工事のためとなっております。排水管の埋設部分だけ分筆して届出が出されています。

議長 報告第15号の受付番号7の件について、転用事由が公衆用道路となっておりますが、個人所有の道路ということですか。

事務局 個人が所有している場所ではありますが、すでに道路になっており、ゼブラゾーンとなっている部分であまり車が通らないような場所になります。

近藤庄次 議案第21号の整理番号16の件について、借賃が5万円になってい  
委員 ますが、なぜですか。

杉浦克敏 いちじくのハウスだからです。  
委員

議長 先のほどの質問のように内容が不明な点はあわせて説明してもらえるとわかりやすいです。

事務局 2年前にシステムを変更した際に議案書の記載も変更になり、以前は作物まで記載されていましたが、現在の様式では作物まで記載できないため、気になる点については随時補足を加えていきます。

議長 他に質問等なければ、上程議案並びに報告につきまして採決をいたします。議案第19号から議案第21号及び報告第15号から報告第20号までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議 長 異議なしと認め、議案第19号から議案第21号及び報告第15号から報告第20号までを原案通り決定します。

本日の議事は終了しました。これにて、刈谷市農業委員会総会を閉会します。

午前10時30分、全日程の終了を告げて閉会する。

議事録署名者

会 長 \_\_\_\_\_

3 番 \_\_\_\_\_

4 番 \_\_\_\_\_

本会議に参加した者

事務局長 近 藤 浩

係 長 酒 井 武 士

主 事 須 田 裕 介

主 事 加 藤 立 紀